

技能検定合格証書再交付申請書記入上の注意

※機械保全職種に関しては、平成27年4月1日以降、都道府県あてに再交付申請できません。

- 1 記入は、黒のペン又はボールペンで行って下さい。
- 2 申請年月日は、記入した日を書いてください。
- 3 長野県収入証紙（2,000円分）は、各自、地域振興局・農協等で購入し、申請書の所定の欄に、それぞれが重なり合わないよう貼り付けてください。
- 4 住所は、小字（こあざ）名、アパート名、部屋番号まで省略することなく記入し、郵便番号、電話番号も正確に記入して下さい。なお、取得した時点と現在の住所が異なる場合には、両方の住所を記入してください。電話番号はできるだけ昼間連絡の取れるものとしてください。
- 5 氏名は、本人が楷書で明確に記入し、ふりがなをふってください。なお、氏名に変更がある場合には、その事実がわかる書類を添付してください。（例：本人の戸籍抄本）
- 6 生年月日は元号法で記入し、頭に昭和・大正の別を書いて下さい。
- 7 申請の理由は、「引っ越しの途中で亡失した。」「誤って水をかけて損傷させてしまった。」等、具体的に分かるように記入して下さい。
なお、損傷させてしまっても証書の一部でも残っている場合には、一緒に送付して下さい。
- 8 検定職種・等級は必ず記入して下さい。証書の再発行ができません。
- 9 技能検定合格証書の交付を受けた年月日は、不明な場合でも「昭和50年か51年頃」というように当方で確認するための手がかりとなるように記入して下さい。
正確に分かる場合は、ペン又はボールペンで記入して結構ですが、不明な場合は鉛筆で記入してください。
- 10 技能士番号（例 98-2-133-20-0001）が分かれば記入して下さい。
不明の場合には、当方の台帳で調べますので未記入でも結構です。
- 11 合格証書の再交付は、申請書を受理してから概ね2週間以内に行います。
ただし、記入して頂くべき箇所に記載が無いためにお名前を探すのに時間がかかったり、筆耕の都合などにより送付が遅れることがありますので御了承ください。
- 12 その他、ご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせ下さい。

担 当：長野県産業労働部 産業人材育成課 人材育成支援係
住所等：〒380-8570 長野市南長野幅下 692-2
TEL 026-235-7202 FAX 026-235-7328
E-mail：jinzai@pref.nagano.lg.jp